

# 子育て世帯生活支援特別給付金

問い合わせ先 子育て健康課 子育て支援係 ☎0278(25)5009

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯への生活支援を行うため、国の緊急対策として、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。

ひとり親世帯分は、群馬県から支給されますが、申請等の事務手続きは町が行い、ひとり親世帯以外の分は、町が申請等の事務手続きから支給まで行います。詳しい制度内容や申請に必要な書類などについては、町ホームページをご確認ください。

## ■支給対象者

ひとり親世帯以外分		ひとり親世帯分	
1	令和4年4月分の児童手当・特別児童扶養手当の支給を受けている方、または、令和5年2月末までの出生により児童手当の新規・増額認定を受けた方で、令和4年度分の住民税均等割を免除された方	3	令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方
2	上記のほか、対象児童（令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満））の養育者であって、以下のいずれかに該当する方 ・令和4年度分の住民税均等割を免除された方 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割を免除された方と同様の事情にあると認められる方	4	公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金など）を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、全部または一部停止されたと推測される方も対象）
		5	令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

## ■支給額

児童1人につき5万円

## 【支給対象者1に当てはまる方】

申請は不要です。

## 【支給対象者3に当てはまる方】

申請は不要です。

## ■手続き方法

上記支給対象者1～5により、手続き方法が異なります。

役場から通知後に振り込みます  
(初回は7月中に支給予定)。

対象者へは群馬県から振込済み。  
【支給対象者2・4・5に当てはまる方】

申請が必要です。

申請期間：令和5年2月28日まで

# HPV(子宮頸がん予防)ワクチン接種のお知らせ



問い合わせ先 子育て健康課 健康推進係 ☎0278(62)2527

子宮頸がんは子宮頸部という子宮の出口に近い部分にできるがんで、HPV（ヒトパピローマウイルス）の感染が原因と考えられています。

このウイルスは女性の多くが一生涯に一度は感染するといわれ、感染してもほとんどの人は、ウイルスが自然に消えますが、一部の人はがんになってしまうことがあります。HPVワクチン接種で子宮頸がんをおこしやすいウイルスの型の感染を防げます。

厚生労働省の二次元コード→



HPVワクチン接種については、研究の結果、予防接種による有効性がリスクを上回ったと認められたため、今年度より接種を勧めることになりました。

専門委員会資料の二次元コード→



## ■対象者

・小学6年生～高校1年生相当の女子  
※中学1年生と高校1年生相当の方には4月に予定

票を送りました。現在小学6年生、中学2年生、3年生で早めに接種を希望される方は子育て健康課までご連絡ください。

・平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれで3回接種が済んでいない女子

※平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれで令和4年3月31日までの間に2価又は4価のワクチンを自費で接種した方の接種費用の払い戻しをします。詳しくは町のホームページをご覧ください。

※ワクチンに関する詳しい情報は厚生労働省ホームページをご確認ください。

## ■20歳になったら検診を受けましょう

HPVワクチン接種を受ける際は、接種の効果とリスクをご理解のうえ接種を受けてください。

また、ワクチンで防げないHPV感染もあるためHPVワクチンを受けていても子宮頸がん検診は必要です。20歳になったら2年に1度の検診を受けることが大切です。

# 新型コロナウイルスの影響による 国民健康保険税の減免制度



問い合わせ先 税務課 住民税係 ☎0278(25)5007

## ■減免対象となる国民健康保険税

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の日）が設定されている、令和4年度分の国民健康保険税。

## ■減免対象となる世帯

世帯の状況		減免額
1	主たる生計維持者（※1）が死亡または重篤な傷病を負った世帯	全額免除
2	主たる生計維持者が事業等を廃止または失業（※2）した世帯	
3	①主たる生計維持者の事業・不動産・山林・給与収入のうち、いずれかの収入が前年の同収入に比べて3割以上減収する見込みであること（※3）。 ②主たる生計維持者の前年合計所得金額が1,000万円以下であること。 ③主たる生計維持者の減収が見込まれる収入に係る所得（※4）以外の前年合計所得金額が400万円以下であること。	全額 または 一部減額

※1 主たる生計維持者とは、原則として国民健康保険の納税義務者である世帯主となります。ただし、国民健康保険に加入している世帯員の収入が世帯主より多い場合には、当該世帯員が世帯の生計を維持していると考えられることから、主たる生計維持者として認められる場合もあります。

※2 主たる生計維持者が倒産・解雇等による離職（特定受給資格者）や雇止め等による離職（特定理由離職者）をされ、ハローワークで交付された雇用保険受給資格者証を有している場合は、この減免対象にはなりません。別途、非自発的失業者軽減制度の適用対象となります（問い合わせ先：町民福祉課医療係 ☎0278(25)5010）

※3 国や都道府県からの各種給付金（特別定額給付金や持続化給付金等）は収入から控除します。

※4 主たる生計維持者の減収が見込まれる収入に係る前年の所得額が0円以下であった場合には減免となりません。また、世帯主および国民健康保険に加入している世帯員に、前年所得の未申告者がいる場合にも減免となりません。

## ■減免額の算定方法（減免額＝減免対象保険税額【A×B÷C】×減免割合【D】）

減免対象保険税額		減免割合（主たる生計維持者の前年合計所得金額で区分）	
A	世帯の国民健康保険税額	10割	300万円以下であるとき
B	主たる生計維持者の減収が見込まれる収入に係る前年の所得額	8割	400万円以下であるとき
		6割	550万円以下であるとき
C	世帯主および国民健康保険に加入している世帯員全員の前年の合計所得金額	4割	750万円以下であるとき
		2割	1,000万円以下であるとき

## ■申請方法（提出書類）

令和4年度の納税通知書（7月中旬発送）が到着後、申請書に以下の書類を添えて申請してください。

申請理由	添付書類
上記、対象となる世帯	1に該当 医師による診断書、診療明細書等の写し
	2に該当 廃業届、離職票等の写し
	3に該当 事業帳簿、給与明細書等（令和4年1月1日から申請日までの間の収入が分かるもの）の写し ※事業収入の減収を理由とする方、ならびに令和4年1月1日以降に本町へ転入し、国民健康保険に加入された方については、上記の他に令和3年分の確定申告書・青色申告決算書（収支内訳書）等前年収入の詳細が分かるものの写しも併せて添付してください。

## ■申請書類様式の入手方法

- ①町ホームページよりダウンロードする。
- ②税務課住民税係の窓口で受け取る。
- ③下記問い合わせ先へ連絡し、郵送請求する。

## ■提出先

〒379-1393 みなかみ町後閑318番地  
みなかみ町役場 税務課 住民税係  
※郵送提出可

## ■提出期限

令和5年3月31日（金）※必着

## ■注意事項

※この申請に係る申請書類の提出および問い合わせ等は税務課住民税係へお願いいたします。各支所窓口では対応していません。





■負担割合と負担限度額

負担割合	所得区分	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人)	外来+入院(世帯)
3割	現役並み所得者Ⅲ 同一世帯に住民税課税所得が690万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (多数回140,100円※)	
	現役並み所得者Ⅱ 同一世帯に住民税課税所得が380万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (多数回93,000円※)	
	現役並み所得者Ⅰ 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円※)	
	2割	一般Ⅱ(令和4年10月1日から) ①同一世帯に被保険者が1人の場合 住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上 ②同一世帯に被保険者が2人以上の場合 住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が320万円以上	18,000円 または (6,000円+(医療費-30,000円)×10%) の低い方を適用 (年間上限144,000円)
1割	一般 現役並み所得者以外の住民税課税世帯	18,000円 (年間上限144,000円)	
	低所得者Ⅱ 同一世帯の全員が住民税非課税(低所得者Ⅰを除く)	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ 住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下かつ、その他の所得(給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除した所得金額)がない	8,000円	15,000円

※過去12ヶ月の間に、外来+入院の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目から多数回該当となり限度額が下がります。

## 人間ドック費用助成についてのお知らせ

問い合わせ先 町民福祉課 医療係 ☎0278(25)5010

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入中の方は、人間ドック費用の一部助成を受けることができます。なお、助成は当該年度(4月から翌年3月まで)につき1回です。

■申請に必要なもの

- ・保険証、通帳、人間ドックの結果
- ・領収書(原本預かりとなります)
- ・質問票(健診受診券の裏面)

■申請方法

- ①希望する医療機関で受診する
  - ②人間ドックの結果と必要書類を持ち、町民福祉課または各支所の窓口で申請をする
- ※令和4年度の申請期限は、令和5年4月28日です

■対象者

- ・国民健康保険加入者は、30歳以上75歳未満の方
- ・当該年度内に、特定健診あるいは後期高齢者健診を受診していない方
- ・国民健康保険税あるいは後期高齢者医療保険料に滞納がない方

- ・特定健診あるいは後期高齢者健診の健診項目※を満たしている人間ドックであること

※健診項目

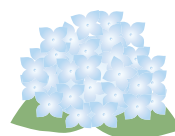
- ・基本項目(身長体重BMI腹囲\*)、血圧  
\*腹囲は特定健診のみ
- ・肝機能検査(GOT GPT r-GTP)
- ・血中脂質検査(中性脂肪 HDL LDL)
- ・血糖検査(空腹時血糖 ヘモグロビンA1c)
- ・尿検査(尿糖 尿蛋白)

■助成額

国民健康保険加入者：  
受診費用の3分の2(上限3万円)

※脳ドックを含む場合、上限は5万円となりますが、脳ドックのみは対象になりません。

後期高齢者医療保険加入者：  
2万円まで(脳ドック含む)



# 「後閑駅ナカ学習室 見学会」を開催します



問い合わせ先 総合戦略課 地方創生室 企画係 ☎0278(25)5001

高校生対象の学習室として開放している後閑駅ナカ学習室（みんなの放課後ターミナル）では、7月21日（木）～27日（水）の期間限定で町民向け開放イベント「後閑駅ナカ学習室 見学会」を開催します。

期間中は施設の利用体験ができるほか、1年間の取り組み内容や運営団体、地域おこし協力隊に関する展示などを見学できます。

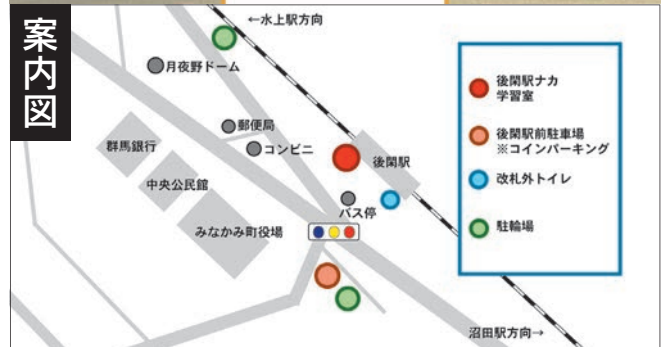
本来であれば高校生のみ利用可能な学習室を、期間中は誰でも自由に見学・利用できます。これから高校生になる方から大人の方まで、この機会にぜひ後閑駅ナカ学習室を体験してみてください。

■期間 7月21日（木）～27日（水）  
14時00分～18時30分

■場所 後閑駅ナカ学習室（JR上越線後閑駅舎内）

## ■その他

- ◇申し込みの必要はありません。
- ◇町民であればどなたでも見学いただけます。
- ◇見学料金は無料です。
- ◇お越しの際は公共交通機関や近隣の駐車場、駐輪場をご利用ください。
- ◇会場内での食事はご遠慮ください。水分補給は可能です。
- ◇状況により利用人数の制限を設ける場合がございます。



▲寄贈された本棚・図書



▲後閑駅ナカ学習室

# みなかみ町職員採用試験

問い合わせ先 総務課 人事係 ☎0278(25)5026

令和5年4月1日採用の、みなかみ町職員採用試験を実施します。希望される方は、職員採用試験申込書を総務課へ提出してください。採用試験申込書は、総務課または各支所で配布します。

■職種 一般事務・総合土木職

■試験の方法 適性検査・教養試験（高卒程度）

■採用予定人数

一般事務：若干名

総合土木職：若干名

■受験資格

一般事務：平成4年4月2日～平成17年4月1日まで生まれた者

総合土木職：平成4年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に規定する高等学校以上の土木に関する学部（学科）を卒業、または卒業見込みの者

■試験期日 令和4年9月18日（日）

■試験場所 月夜野農村環境改善センター

■申込期間

令和4年7月1日（金）～令和4年8月17日（水）

時間：午前8時30分～午後5時15分

（土日祝日は除く）

※郵送の場合は、受付最終日の消印のあるもので受け付けます。

## 福祉医療制度のご案内

問い合わせ先 町民福祉課 医療係 ☎0278(25)5010

### ■福祉医療制度をご存じですか？

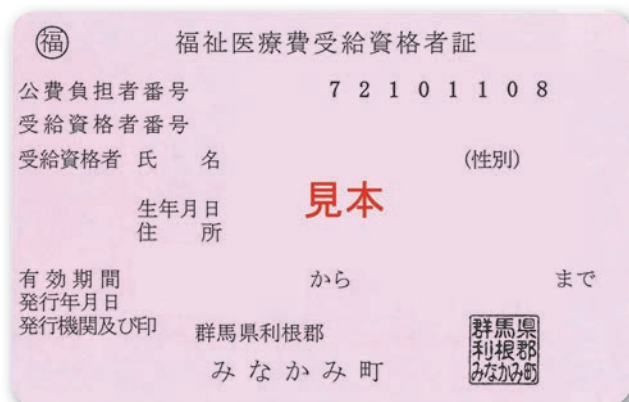
福祉医療制度とは、医療機関等に保険証を利用して受診した際の保険診療の自己負担分を、町が助成する制度です。医療機関等の窓口で、保険証と福祉医療費受給資格者証（ピンク色のカード）を一緒に提示することにより、医療費の自己負担限度額分が無料になります。

福祉医療の受給資格は申請をしないと認定されません。資格要件を満たしている人で、まだ申請をしていない場合は、町民福祉課医療係または各支所住民係の窓口で申請の手続きをしてください。

対象者	資格要件
子ども	中学校卒業までの子ども
重度心身障害者 高齢重度障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1、2級</li> <li>・障害年金1級</li> <li>・障害年金1級程度の障害で障害年金を受給できない人</li> <li>・療育手帳A判定</li> <li>・特別児童扶養手当1級</li> </ul>
ひとり親家庭等	所得税非課税の人で18歳未満の子を扶養しているひとり親家庭、または父母のない18歳未満の子
子ども (高校生世代)	15歳以上18歳未満(高校生世代)の子どもで、医療機関に入院する人ただし、重度心身障害者、ひとり親家庭、婚姻経験がある人を除く

### ■資格要件から外れた場合

資格要件を満たさなくなった場合は、受給資格がなくなりますので、町民福祉課または各支所の窓口へ申し出てください。



▲福祉医療費受給資格者証(見本)

### ■重度心身障害者・高齢重度障害者の福祉医療費受給資格者証をお持ちの皆さまへ

重度心身障害者・高齢重度障害者の福祉医療制度に、令和5年8月から所得基準が導入され、令和4年中の所得が所得制限基準額を上回る場合は、助成対象外となります。所得の基準は、特別障害者手当に準拠しています。

現在受給者証をお持ちの方へ、制度改正の概要と所得制限基準額および収入額の目安等についての通知を7月中に郵送します。

### ■ひとり親家庭等の更新手続き

～8月から受給資格者証が新しくなります。～

福祉医療費受給資格者証（ピンク色のカード）をお持ちのひとり親家庭の方は、毎年更新手続きを行う必要があります。現在の受給資格者証の有効期間は令和4年7月31日です。対象者には更新の手続きに関する通知を7月末日までに郵送します。

## 農地・農業用施設の災害に備えましょう

問い合わせ先 農林課 農村整備係 ☎0278(25)5016

近年、局所的な豪雨や台風による大雨で農地や農業用施設が被災しています。

一度被災した農地は、復旧を行っても完全に元どおりにすることができません。被災を防ぐために、畦を法面から離して作ったり、水路にたまった土砂やゴミをこまめに取り除くなどの保全管理をお願いいたします。

万一農地や農業用施設の被害を発見した際は、災害復旧事業の対象となる場合がありますので、速やかに区長または農林課へ報告してください。

災害復旧事業の詳細については町ホームページをご覧ください。

URL : <https://www.town.minakami.gunma.jp/life/09sumai/seikatu-kankyou/2021-0706-1509-71.html>





## マイナンバーカード休日交付窓口を開設します

問い合わせ先 町民福祉課 住民・戸籍係 ☎0278(25)5029

平日の開庁時間中に役場に来ることが難しい方向けに、顔写真付きマイナンバーカードの休日交付窓口を開設しています。なお、交付準備と新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、完全予約制となります。

受け取りには申請者本人が来庁し、顔写真との照合が必要となります。また、15歳未満の方は親権者と一緒にお越しください。

### ■開設日時

7月16日(土)、8月20日(土)  
各日午後1時～午後7時

### ■開設場所

役場本庁舎(各支所が交付場所に指定されている方も本庁舎での受け取りとなります)

### ■予約期間

7月16日(土)を希望する方は7月13日(水)まで  
8月20日(土)を希望する方は8月17日(水)まで

### ■予約方法

平日の午前9時30分から午後5時の間に電話

### ■持ち物

交付通知書(はがき)、通知カード、本人確認書類(次のA群から1点、またはB群から2点)

A: 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、障害者手帳、在留カード等、公の機関が発行した顔写真が貼付されたもの

B: 健康保険証、年金手帳、医療受給者証、顔写真が貼付された学生証など(氏名+生年月日、または氏名+住所が記載されたもの)

### ■注意事項

- ・予約者以外への交付はできません。必ず予約のうえお越しください。
- ・持ち物に不足がある場合、交付できないことがあります。お出かけ前に確認をお願いします。
- ・マイナンバーカードに関する手続き以外(住民票や戸籍、税証明の発行など)の業務は取り扱いできません。

## プールの一般開放を中止

問い合わせ先 生涯学習課 生涯学習係 ☎0278(25)5025

夏休み期間中に新治B&G海洋センターと桃野小学校のプールを一般開放していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から今年度の一般開放を中止とさせていただきます。

### ■沼田市民プールの一般開放について

沼田市ではプールの一般開放を行います。みなかみ町民は沼田市民料金で利用できますので、新型コロナウイルス感染症への対応を遵守のうえご利用ください。

### ■場 所

沼田市民プール 沼田市硯田町626番地  
☎0278-23-7373(開場期間のみ)

### ■開場期間

7月9日(土)～8月24日(水)まで  
※7月9日(土)は**午後1時頃から無料開放**  
8月7日(日)は**休場**

### ■開場時間

- (1) 平日 午前11時から午後5時まで  
(7/21～8/24までの期間は除く)
- (2) 土・日曜日、祝日および7/21～8/24までの期間午前10時から午後5時まで

### ■新型コロナウイルス感染症への対応について

- 37.5℃以上の発熱がある方、身近な人に感染が疑われる方がいる方は利用できません。
  - 物品の貸出(ビート板や浮き輪等)は、原則行いません。
  - 上限を350人として定員管理を行います。
  - 入場時に健康チェックシートの記入をお願いします。
- ※新型コロナウイルス感染症等により、内容を中止又は変更する場合があります。

### ■利用料金

区 分	一 般	中学生	小学生	小学生未満
1日券	440円	220円	110円	無 料
回数券(11枚つづり)	4,400円	2,200円	1,100円	無 料

## スズメバチの巣の駆除費用の一部を補助します



問い合わせ先 生活水道課 生活環境係 ☎0278(25)5003

生活水道課では、町民の安心安全な暮らしのため、人に危害を及ぼすおそれがあるスズメバチの巣の駆除費用の一部を補助しています。

夏から秋にかけてスズメバチの活動が活発化し、毎年多くの被害が発生していますので、十分注意しましょう。



### ■補助金申請の流れ

1 スズメバチの巣を発見(駆除業者に依頼)

2 業者による駆除作業(駆除費用の支払い)

3 必要書類をそろえて生活水道課へ申請

4 交付決定(指定口座へ振り込み)

### ■注意点

- ※補助金の対象はスズメバチの巣のみです。
- ※スズメバチがいなくなった巣の駆除は補助の対象になりません。
- ※補助金額は費用の2分の1相当額とし1万円を限度額とします。(申請期限は領収日から30日以内です。)
- ※申請書に添付する状況写真(作業前と作業後)は、危険なので依頼する業者に撮影を頼んでください。
- ※駆除作業は利根沼田管内の園芸業者や便利屋等で対応していますので、お問い合わせください。
- ※申請様式は町ホームページからダウンロードできます。

## 不法投棄は地球環境への**犯罪**です!

問い合わせ先 生活水道課 生活環境係 ☎0278(25)5003

本町でも峠道や山林の道路脇、人家から少し離れた農道など、人目に付かない場所へのごみの不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は景観を損ねるだけでなく、水質や土壌の汚染などの環境への影響が心配されます。不法投棄は「ゆるさない」をモットーに町民全員で「きれいな町」「住みよい町」を目指しましょう。

### 「バシなきやいい」を許さない!

生活水道課では不法投棄されたごみの中から、捨てた人の手がかりを探し、悪質の場合は警察とも連携して厳しく指導します。不法投棄(者)を見つけたら、ごみはそのままで、まずは生活水道課または警察へ連絡をしてください。



### 土地所有者および管理者の責任!

自分の土地にごみが捨てられたときは、投棄者が不明な場合、土地所有者または管理者が自ら処分をしなくてはなりません。日頃から草刈りや防護ネット、防護柵などでごみを捨てられない環境づくりにご協力ください。



※不法投棄には厳しい罰則があります。5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金、またはその両方の罰則が科せられます。